

クワン川の水環境問題から見えてくるもの

日本の三つの関わりを通して

梅澤直樹

はじめに

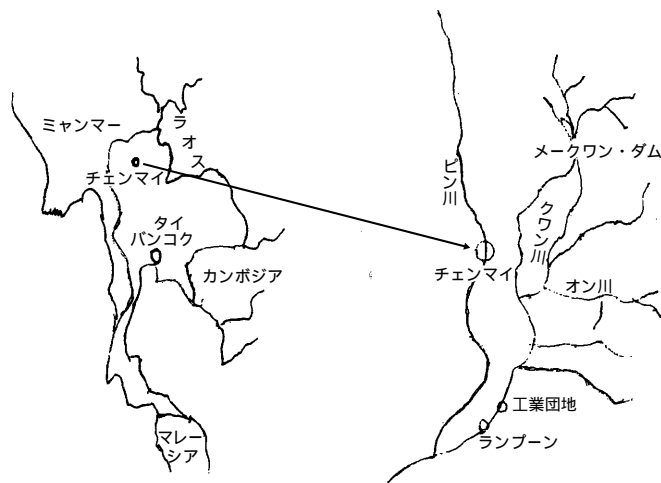
クワン川は、タイ北部の古都であり、現在も同地方の中心都市をなすチェンマイ市の近郊を流れている。そして、チェンマイ市の少し南に位置する、より古の都であった小都市ランブーンを流下したのち、その南西郊外で北部タイの主要河川のひとつであるピン川に合流する。さらに、ピン川はやがてナン川など他の主要4河川と合流し、タイを代表する河川であるチャオプラヤ川を形づくるにいたっている。

こうしたクワン川のチェンマイ市から少し北西部にメー・クワン・ダムが建設されているのだが、このダムとランブーン市との間、直線距離にして50キロに満たない短い区間に、クワン川の利水や治水あるいは水質管理と結びついた、三つの異なるタイプの日本の

関わりを見出すことができる。すなわち、まず、メー・クワン・ダム自体日本の技術的、財政的援助を得て建設されたものである。さらに、その運用効果改善のため、タイからの要請を受けてJICAがシニア海外ボランティア制度による技術顧問を派遣した。かつ、その日本人技術者は、シニア海外ボランティアとしての任期満了後も自主的に残留して、ダムの運用効果改善のための地域システム構築に協力を行った。

第二に、タイ北部の工業化を促進するべくランブーン市の北西方に設けられた北部地域工業団地（Northern Region Industrial Estate NRIE）は、工業用水をクワン川から取水し、また工場排水をクワン川に放流しているのだが、この工業団地において日系企業は雇用労働者数にすると6割以上という大きな比重を占めている。

図1 クワン川流域



第三に、近年ランブーン市では、行政当局の主導の下に、生活の足もとからクワン川の水質浄化を図る住民運動が展開された。この運動を、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP - IETC）を支援するため大阪に設置された財団法人地球環境センター（GEC）¹⁾が、日本の市民運動団体と提携しながら援助していた。

こうして、クワン川沿いのごく小さな地域に、公的援助、多国籍企業の進出、さらに市民レベルでの連携という、日本が発展途上諸国の環境問題に現地において直接的に関わり合うさいの三つの代表的な類型を見出すことができる。しかも、これら三つの事例には、市民参加や説明責任あるいは技術の質といった環境問題への取り組みの現代的キーワードに関わる要素が内包されている。また、三つの事例すべてを貫く前二者の観点に照らしての比較も興味深い。のみならず、第三の事例からは、地域に根ざした環境NGOを育てていくうえであらためて省みるべき論点も浮かび上がってくる。

そこで、以下、次の手順で考察を進めることとしたい。まず次節において、上述の三つの事例の背景をなすところの、タイにおける水環境問題をめぐる一般的状況について確認する。ついで第三節において、三つの事例に立ち入った考察を加えよう。最後に、第三節での考察からどのような事柄が見えてくるのかを総括するとともに、第三の事例は地域に根ざした環境NGOの生成・発展に関わってどのような論点を投げかけているのかについて、ランブーン市での取り組みのタイ側アド

バイザーであったP.タングシカブート氏と日本のNGOを訪れたさいの知見を交えながら若干検討してみる。

・水環境問題をめぐる一般的状況

1. 水質問題

タイの環境問題に関わっては、交通警察の服装に象徴されるようなバンコクにおける大気汚染がよく知られてきたが、バンコクについて言えば水環境問題にも深刻なものがある。巨大都市バンコクを流れるチャオプラヤ川は、とりわけ家庭からの生活排水によって汚染され、下流域ではとても生活用水として用いられる状況にないというわけである。タイ全体についても、公害管理局（Pollution Control Department PCD）が実施した1997年の全国48河川等の363箇所にわたる水質調査では、調査対象の14%が水質良好と判定される一方で、37%は水質劣悪でそのままでは生活用水にも農業用水にも不適と評価されている。

汚染源としては、うえにも触れたように生活排水が大きな比重を占めているが、バンコク以南のチャオプラヤ川下流域でもBODの2割は工場排水に由来するとみなされている。また、ターチン川やクロン川では工場排水由来のものが4割前後を占めて3割前後の生活排水由来のものをしのぐ。と同時に、両河川では農業排水由来のものがやはり3割前後を占めていることも注目される。ちなみに、ターチン川下流域はチャオプラヤ川下流域と並んでもっとも汚染が深刻な地域である。

ピン川をはじめ北部主要4河川の水質は良好と判定されている。とはいえ、水質の悪化傾向に一定の懸念が呈されている。のみならず、チェンマイ市など人口密集地周辺において生活排水が水質悪化を引き起こしているこ

1) 1990年に開催された「国際花と緑の博覧会」を記念して大阪市が地球環境保全に関わる国際機関の誘致を働きかけ、政府の支援によりUNEP-IETCの大阪への設置が決定された。このUNEP-IETCを支援するため、大阪府、大阪市が基本財産を拠出して設立されたのがGECである。

とに対して注意が喚起されている²⁾。じっさい、2001年に筆者も同行した、チェンマイ市中心部を貫流する運河メー・カについての川嶋宗継氏らによる水質調査において、チェンマイ市内を下るにつれての水質悪化にはきわめて顕著なものがあった。

こうした状況のもとでタイにおける環境行政はいかなるものであったのかに目を移そう。まず、1961年に降積み重ねられていった経済社会開発5ヵ年計画のもと、外資に依拠しながらも、そして国内に大きな地域的歪みを伴いつつも、経済発展は進んでいった³⁾。そうしたなかいくつかの公害問題も表面化し、1972年には国家環境質法が制定されるとともに、1974年憲法には自然の保全や汚染防止の規定が置かれるようになった。ただ、そうした取り組みにどこまで実効性が伴っていたかには疑問があり、経済社会開発5ヵ年計画において環境対策に本腰が入られるようになったのは第6次計画(1986年-1991年)以降だと言われる。とりわけ、第7次計画(1991年-1996年)のもとで目標とする環境質の水準が明確に掲げられ、1992年には国家環境質法が全面改正されて規制違反に対して

刑罰規定が置かれるなど、環境行政は大きな転換点を経過した⁴⁾。

水質問題への取り組みも、こうした環境行政全般の動向に即応している。すなわち、1978年に土壌中への排水に際しての技術基準等に関する工業省通達(Ministerial Instruction)が示されて取り組みは開始されているが、その後の特筆されるべき動きは1986年における地表水の水質基準に関する工業省布告(Ministerial Declaration)をまたねばならなかったようである。ついで、国家環境委員会(The National Environment Board)により、1989年に下水に関して、また1991年には海水に関して、さらに同年工業団地及び住宅団地からの排水に関して規制基準が定められた。

さらに、1992年に国家環境質増進保護法が制定されて、都市下水問題の解決は現実味を増した。同法のもとで、1994年には建造物の類型や規模ごとに排水規制基準が定められ、そうした規制は翌年にかけてさらなる工業省布告やその改定を通じて具体化、強化されていった。くわえて、1996年には工場や工業団地からの排水に関する基準が制定され、それに従うべき工場や工業団地の類型も工業省布告により定められた。

また、水質のモニターについては、1983年以来PCDがすべての国内の河川、湖沼、海岸等について責任をもつこととなった。1997年には、55の河川等に対する403箇所の測定所を含む、全国で597箇所の測定所が設置されるにいたっている。

のみならず、PCDなどにより水質問題解決のための包括的政策、すなわちプロジェクトのフィージビリティ調査から排水処理施設のデザイン、土地取得、低利融資などにいたるまでの諸政策が実施されてきた。だが、それ

2) M.Kaosa-ard/P.Wijukprasert ed. *The State of Environment in Thailand: A Decade of Change*, Natural Resources and Environment Program Thailand Development Research Institute, 2000, p.p.149-152, 154-57, 161-162. なお、日本環境会議/「アジア環境白書」編集委員会編『アジア環境白書1997/98』東洋経済新報社、1997年、第3章(スンニ・マリカマル、磯野弥生執筆)152-161ページをも参照。

3) 第1次計画においては経済開発5ヵ年計画であり、経済社会開発計画となったのは第2次計画以降である。また、最初は輸入代替型で軽工業中心であったが、貿易赤字の拡大や日本商品の氾濫などを生み、1971年に始まる第3次計画の頃より重化学工業の比重を高め、輸出志向に向かった。とともに、外国資本への規制も強めた。小野澤正喜編『暮らしがわかるアジア読本タイ』河出書房新社、1994年、19, 34ページ参照。

4) 『アジア環境白書1997/98』、140-142, 144, 162ページ参照。

らがさしあたり緊急対策の求められる地域に留まってきたことも事実である。

この点、予算規模でみると、1997年財政年度で環境保護費は130億パーツ弱に達するようになったが、予算全体に対する比率では1.3%に留まっていた。また、環境保護費のうちの35%が水質汚染対策に向けられ、予算規模では9億パーツ強（1992年度）から44億パーツ（1997年）へと拡大してきているのであるが、対策を要する水質問題の広がりには比すればいわば雀の涙と評されることとなっている⁵⁾。

最後に、次節との関わりにおいて工場排水に絞ってもう少し状況を確認しておく、工業地帯に立地する工場はまずまず責任ある対処を行っているのみなされている。但し、排水処理施設が導入されている地域、たとえばプーケットやバンコクにおいて処理費用の負担関係を見ると、汚染者負担原則が貫かれてはいない。最大の理由は、排水処理施設をいっそう増設するといった工学的手法に頼るほうが政治的問題を惹起しなくてよいという判断である。この手法だと誰の利益も侵害しない、但しその負担が自らの肩にのしかかっていることに気がつくことのない納税者を除けば、というわけである。

また、BODという基準でみれば食品産業とりわけ小麦粉を扱うそれや、皮革産業、繊維産業などからの負荷の大きいことが確認されている。と同時に、深刻な水質汚染を惹起するおそれのある産業分野として化学工業や薬品工業に目が向けられている。そのさい、電子工業が生産過程においてさまざまな化学物質を扱う急成長産業であることに論及されていることも、留目しておいてよいであろう⁶⁾。

5) M.Kaosa-ard et al. ed. op.cit., p.p.165-67.

6) ibid., p.p.51-52, 163-164.

2. 水量問題

タイにおける水環境問題に関しては、もう一点、水量という論点忘れられてはならない。タイはその属する気候帯からすれば地表水に恵まれている国と思われようが、下表の示すように東南アジア諸国の中では年々再生される一人当たり水量がきわだって乏しい。そうしたなかで、経済発展及び人口増とともに、たとえばチャオプラヤ川上流域と下流域との間で、あるいは農業用水と工業用水の配分をめぐる衝突が生起してきている。また、1993年には、政府による節水キャンペーンの実施という事態にも発展した。雨期における洪水のみならず、乾期における水不足問題もまた、現代のタイにおける重要な水量問題なのである⁷⁾。

さらに、農業用水需要という点から見れば、1990年代後半からの10年間にピン川、ナン川、ワン川、ヨム川といった北部主要河川にはタイ全体の平均を大きく上回る速度での需要の伸長が見込まれていることも注目しておこう⁸⁾。

表1 年々再生産される水資源量

Region/Country	Total Resources(Km ³)	1995(m ³ /person)
World	30,712	22,544
Asia	13,207	3,680
Thailand	110	1,845
Cambodia	88	8,195
Lao PDR	270	50,392
Indonesia	2,530	12,251
Malaysia	456	21,259
Myanmar	1,082	22,719
Philippines	323	4,476
Vietnam	376	4,827

Note: The WRI estimate of Thailand's total water resources is lower than a local estimate
M.Kaosa-ard et al. ed. *The State of Environment in Thailand*, 2000

7) ibid., p.p.37-38. 『アジア環境白書 1997/98』153ページをも参照。

8) ibid., p.48.

しかも、この水不足問題に関して、政府は従来の政策の根本的転換を迫られることとなってきた。すなわち、この問題に関して政府はダムや堰、貯水池の増設による供給力の強化という工学的手法で対処しようとしてきた。しかしながら、そうした手法には、高い経済的費用に対してのみならず、ダム建設による村民の移転が内包する社会的費用や森林、生態系の破壊といった環境的費用に対する関心が高まって、もはや安易にそれを継続し得なくなっている。むしろ、水の配分に際してのルールづくりやそれを運用するシステムづくりといったソフトの面での対策こそが求められることとなっているのである。

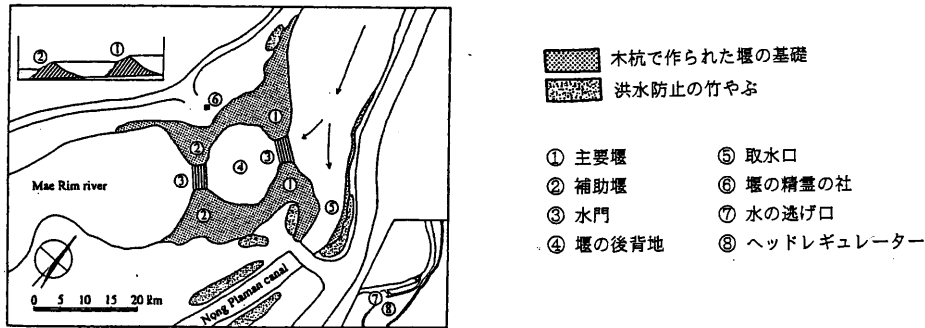
そもそも、水不足自身すべての人々に同等に生じているわけではない。水不足に悩む地域がある一方で、同じ流域でありながら潤沢に水を消費している地域もまた見出されるというのが実状である。農業用水需要のみが問題であり、かつ人口もさほど大きくなかった時代のルール、すなわち水は誰もが無料で入手しうる公共的資源であるというルールは、現代ではもはや成り立ちがたい。むしろ、現状は、水資源へのアクセスに規制がなく、誰もが欲するだけ入手してよいということになってしまって、より多くの労働力や富や技術や政治権力を有した者がより多くの水資源にアクセスするという状況を生んでいる。水不足問題は、水の供給力の問題である以前に水の配分問題なのであり、課金をも含むルールをどのように設定していくか、また市場経済的ルールの導入のみでは招来することとなる歪みに対してどのような対応策を講ずるかがなにより問われている。しかも、単に農民の間のみではなく、村々の間で、都市と農村との間で、あるいは政府と国民の間で、また諸経済セクターの間で、さらに政府諸機関の間でというように、さまざまに国民が直面している摩擦に関わるすべての国民自身にとって

の課題としてというわけである⁹⁾。

この点、チェンマイ県やランブーン県を含む北部山間地帯の農村には、ムアンファイ (Muang-Fai, 小さな堰Faiと水路のネットワークMuangの組み合わせ) と呼ばれる、地域農民による共同体的灌漑用水管理システムが維持されてきたという興味深い伝統が見出される。次図のように河川の屈曲部に小さな堰をつくり、河川水を用水路のネットワークに導水する仕組みであるが、堰を二重構造にして雨期の激流の圧力を緩和するとともに、必ずしも堅固ではない資材を用いることによって、大きな洪水被害を回避するべく豪雨のさいには破壊されるようにも工夫されている。したがってまた、破壊にはいたらずとも部分的に損壊するといったことはしばしばであり、建設のみならず維持管理にも多大な労力が求められることとなっている。かなりの長さに及び用水路の建設・維持管理をも含めて、共同体的対応が必要とされる所以である。とともに、水利権及びそれに伴う義務を取り決めた共同体的ルールが形成され、運用されてもきた。

たとえば、ムアンファイは成員の共有資産であるという明確な認識のもと、取水口の数や大きさを厳密に取り決めて耕作面積に比例した水の配分を保障する一方で、毎年の堰の修理や幹線水路の浚渫に際しての各成員の負担はやはり凡そ耕作面積に比例するよう取り決められていた。また、そうした取り決めに違反した成員には、幹線水路からの盗水が個人間の争いか、あるいは労役提供義務の怠りか、用具や杭などの提供不足かなど、違反類型を区分したうえでそれぞれに照応した罰金を取り決められていた。さらに、そうした取り決めの遵守を司り、あるいは争いを裁定

9) *ibid.*, p.38, p.p.50-53. 『アジア環境白書 1997/98』153-154ページをも参照。



S.Tanabe *Ecology and Practical Technology*, 1994

図2 ムアンファイの仕組み

するとともに、天候や川の状況などを判断しつつ堰及び水路を的確に運用し、また毎年の補修をはじめとした維持管理を統率するための長が選挙によって選ばれ、大きな権限と権威を与えられていた。のみならず、長を補助し、また堰の精霊に対する祭儀を執り行う人物も存在した。そして、それら両者に対して各成員が支払うべき報酬も細かく規定されていたといったぐあいである¹⁰⁾。

こうして、ムアンファイは利用者自身が地域共同体的に水資源管理を行う興味深い先例と解される。換言すれば、北部タイは、現代において求められている水資源管理のルールやその運用システムづくりの参照枠となりうる伝統を保有してきたというわけである。但し、こうした伝統も、とりわけ都市部近郊では解体しつつある。一方で、工業部門やサービス部門が若者を吸引し、ムアンファイの維

持に必要な労働力が入手しがたくなってきた。他方で、都市部から進出してきた水利用者が必ずしもムアンファイに加わらず、したがってそのルールや慣行を遵守しないという状況が生み出されているのである¹¹⁾。

．三つの事例について

1. メー・クワン・ダム の運用効率改善プロジェクト

メー・クワン・ダムは、同地を訪れた国王より助言を受け、1976年にタイ王室灌漑局 (Royal Irrigation Department RID) が調査を開始し、RID主管で計画・建設され、1993年より運用が開始されたダムである。主ダム、左岸ダム、右岸ダムの三つのダムを有し、それぞれがクワン川、左岸幹線水路、右岸幹線水路及びそれらと結ぶ水路ネットワークを形成している。乾期における水不足を解消して地域農民の所得水準を向上させるとともに洪水被害を防止するという主目的に加え、チェ

10) S.Tanabe *Ecology and Practical Technology - Peasant Farming Systems in Thailand-*, White Lotus, Bangkok, 1994, p.p.125-156. なお、より詳細には、雨期に耕作する成員と乾期に耕作する副次的成員（両方に所属する成員もかなり存在する）とで、水利権のあり方やそれに照応した義務の内容が大きく異なる。また、違反に対する制裁としては、罰金よりメンツを失うことのほうが大きな意味をもっていた。

11) M.Kaosa-ard et al. ed. op.cit., p.54. なお、小野澤正喜編、前掲書、69-70ページ（川野美砂子執筆）をも参照。

ンマイ市などへの生活用水の供給, さらには NRIEへの工業用水供給も目的の一部に織り込まれていた¹²⁾。

先に触れたように, このダム建設には調査段階からJICAが技術援助を行った。また, 円借款も供与された。四つの借款を総計すると約70億円に達し, 費用総額の過半を占める規模であった¹³⁾。のみならず, 運用開始後にRIDの要請でJICAから技術顧問が派遣されることとなった。すなわち, このダムは灌漑域に比べて集水域が小さく, ダム建設後も乾季の水不足を十分に解消し得ない状況が続いた。たとえば, 筆者が訪れた2002年においても, とりたてて少雨の年ではなかったが, 雨季に貯めこまれた水量では乾季の灌漑水の供給を賄いきれず, 次表のように1週間ないし数日の断続的な給水を挟みつつ基本的に給水を停止した期間が2ヶ月近くあった。

そこで, 運用開始後数年を経てOECEは援助効果促進調査 (Special Assistant for Project Sustainability) を実施して, 事業効果の発現を促し, さらにその効果を持続させるための改善策の検討を行った。その結果はタイにも報告されている。他方で, RIDによっても事業効果を改善するための問題点の発掘・調査が実施された。それを踏まえて, RIDから日本に対してダムの運用効果改善を助ける技術顧問の派遣が要請され, 1999年JICAがシニア海外ボランティア制度を通じてN氏を派遣したというわけである¹⁴⁾。

シニア海外ボランティア制度とは, 近年ボランティア活動が大きな注目を集め, また長

寿命化とともに人生をより有意義なものにしたいとボランティア活動に関心を寄せるシニア世代が急増しているという認識を背景に, 培った経験, ノウハウを開発途上国のために役立てたいという強い意欲を持った中高年者を対象に設けられた制度である¹⁵⁾。つまり, JICAとして市民参加という現代的動向に着目し, それを取り込もうとしたと言える。

また, N氏は, 大学卒業後, 1950年代前半に農林省に入省, 農地局灌漑排水課, 農水省構造改善局設計課などに勤務ののち, 1980年代前半に民間コンサルタント会社へと転じた技術者である。農林省時代に愛知用水公団に出向しアメリカ人技術者と協働したことをひとつの契機に, 農水省時代にはJICAに協力してフィリピンへ3年余海外赴任, また民間コンサルタント会社時代にも数ヶ月単位でなんとかフィリピンへ, さらにトルコへも赴くといった豊かな海外協力経験を有する。メー・クワン・ダムでの技術顧問の仕事は, そうしたキャリアの締め括りとして海外での仕事を望んだ同氏の意向にちょうど合致したものであった。任期終了後も自発的に残留して協力するという決断は, 仕事のパートナーであるメー・クワン・ダムのK水利課長 (Chief, Operation and Maintenance Engineer) への信頼感から, この人となら企画を実現できると見込めたからゆえとのことであったが, 氏の物静かな口調のうちにキャリアの最後をきちんと締め括りたいという技術者魂もまた感じとれるように思われた。

N氏とK課長が企図していたのは, 灌漑地域の水利組合を統合し, 地域農民による自主的用水管理を導入することを通じて, 節水や農業用水の循環的利用を促そうということであった。筆者が二度目に訪問した2003年夏に

12) RID 発行のパンフレット Mae Kuang, p.p.2-5.

13) *ibid.*, p.2, p.4.

14) 以下, 本項の叙述は2002年夏, 2003年夏に実施したN氏への訪問聞き取り調査に主として基づいている。二度にわたる訪問にもかかわらず懇切に対応くださったN氏及びK水利課長に厚く感謝する。

15) JICAのホームページ参照。

は、クワン川沿いの旧来からの灌漑地区¹⁶⁾でK課長らの働きかけの下18水利組合が前年に自主的に統合したことを承け、主として同地区南端に沿いながら新旧灌漑地域全体を東から西へと横断してクワン川に流入しているオン川の流域で水利組合を統合することに努力が傾注されていた。たとえば、K課長は多忙ななか水曜ごとに地区の水利組合を順次訪れ、精力的に対話集会を繰り返していたわけである。

と同時に、旧来からの灌漑地区内で、地域農民による自主的用水管理を促すための装置として、水路の分岐点に旧来の堰に代えて鋼製起伏ゲートを設置するパイロット事業が開始されようとしていた。ゲートは幅2メートル、高さ1メートル弱で、油圧を利用してゲート上部部分の傾斜、したがって高さを容易に調節しうようになっており、かつては日本でも利用されていたタイプのものである。高さを調節することで、そのゲートが設置されている側の分水路に配分される流量を調整することができるし、しかも水位を見ることで誰もが配分量を直観的に把握できる。N氏らは、そのように灌漑用水の配分状況に関する情報の透明性を高めることで、分岐する二つの水路の下流の水利組合が相互に話し合い、灌漑用水をやりくりしあう契機を提供し、ひいてはそれら水利組合の統合を促進しようと企図していたわけである。ちなみに、パイロット事業に使用されるゲートは1kg当た

り10パーツ(1パーツ=3円)の屑鉄を購入してK課長自らが制作したもので、仲間内では10パーツプロジェクトなどとも呼ばれていた。

こうしたN氏らの努力の背景には、一方で、かつては機能していた水利組合が今はともすると眠り込みがちという認識があった。毎年総会を開いて役員を選出しているが、実質的には特定の一人物に任せきりになっていたというわけである。兼業化が進んで用水路の維持管理作業にさいしてもはや組合長の一声では組合員を動かせなくなっているといった事例も、近代化へのステップであるとともに、組織の弱体化を示すものと言えよう。他方で、ダム建設に伴う新規灌漑地域に新しい用水路が敷設されるなかで、古い施設が必ずしも有効に利用されなくなって、旧来からの水利組合が壊れてしまうといった事例も生じた。

のみならず、水は誰もが無料でアクセスできる公共的資源であるという認識は、約束事を破って手前勝手に取水するというような状況をも、ときとして生みだしていた。

したがって、N氏らの企図は結局、次のような諸点にあったこととなる。まず、灌漑用水の配分に関する情報の透明性を高めてもういちどひとりひとりの組合員の用水管理に対

16) クワン川への灌漑施設の建設は1929年よりいくどか試みられている。1950年代後半には洪水により大きく破損した堰を強化し、長さ120メートル、灌漑面積74,750ライを有する堰が建設された。旧灌漑区域とはこの区域を意味する。ちなみに、ダムにより新しく編入された灌漑区域は、旧灌漑区域の南を中心に広がっている。前掲パンフレット参照。



鋼性起伏ゲートのミニチュア

表2 メー・クワン・ダムの給水量(左岸幹線水路)

Date	Apr	May	June	July	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec	Jan	Feb	Mar
1	550,800	345,000	0	264,600	518,400	0	0	0	0	259,200	362,880	362,880
2	604,800	561,000	0	453,600	518,400	0	0	0	0	259,200	362,880	362,880
3	604,800	604,800	0	592,200	518,400	0	0	0	0	259,200	362,880	362,880
4	63,000	604,800	0	604,800	518,400	0	410,400	0	0	259,200	362,880	68,040
5	0	604,800	0	604,800	518,400	0	518,400	0	0	259,200	362,880	317,520
6	0	75,600	0	604,800	86,400	0	518,400	0	0	259,200	362,880	362,880
7	0	0	0	604,800	464,400	0	518,400	0	0	259,200	362,880	362,880
8	0	0	0	604,800	518,400	0	518,400	0	0	259,200	362,880	362,880
9	0	0	0	604,800	518,400	0	518,400	0	0	259,200	362,880	362,880
10	529,200	0	0	604,800	518,400	0	518,400	0	0	259,200	362,880	362,880
11	604,800	0	0	604,800	518,400	0	585,000	0	0	259,200	362,880	362,880
12	604,800	0	0	604,800	518,400	0	604,800	0	0	259,200	495,720	362,880
13	604,800	0	0	604,800	518,400	288,000	604,800	0	0	259,200	518,400	362,880
14	604,800	0	0	604,800	518,400	345,600	604,800	0	0	259,200	518,400	362,880
15	450,000	0	387,000	604,800	518,400	345,600	604,800	0	0	259,200	518,400	362,880
16	432,000	0	432,000	604,800	518,400	345,600	604,800	0	0	259,200	518,400	362,880
17	432,000	0	432,000	604,800	518,400	345,600	604,800	0	0	259,200	518,400	362,880
18	432,000	0	432,000	604,800	518,400	212,400	604,800	0	0	259,200	518,400	362,880
19	432,000	0	432,000	604,800	363,600	0	604,800	0	0	259,200	395,280	362,880
20	432,000	0	432,000	604,800	144,000	0	604,800	0	0	259,200	362,880	362,880
21	45,000	0	432,000	378,000	0	0	604,800	0	0	259,200	362,880	362,880
22	0	0	432,000	345,600	0	0	604,800	0	0	259,200	362,880	362,880
23	0	0	432,000	496,800	0	0	604,800	0	0	259,200	362,880	362,880
24	0	0	565,200	518,400	0	0	604,800	0	0	259,200	362,880	362,880
25	0	0	604,800	518,400	0	0	604,800	0	302,400	259,200	362,880	362,880
26	0	0	604,800	518,400	0	295,200	604,800	0	43,200	259,200	362,880	362,880
27	0	0	604,800	518,400	0	345,600	493,200	0	129,600	259,200	362,880	362,880
28	309,600	0	604,800	518,400	0	345,600	432,000	0	259,200	259,200	362,880	362,880
29	345,600	0	604,800	518,400	0	36,000	54,000	0	259,200	349,920		362,880
30	345,600	0	604,800	518,400	0	0	0	0	259,200	362,880		362,880
31	8,427,600	2,797,200	8,037,000	16,959,600	9,352,800	2,905,200	14,157,000	0	1,512,000	8,333,280	11,259,000	10,909,080

メー・クワン・ダム事務所

する関心を呼び起こし、水利組合を活性化させる。と同時に、鋼製起伏ゲートの管理を関係水利組合に委ねることを通じて、関係者の話し合いの場を創出し、水利組合統合を誘導するとともに、みんなの施設だからみんなで管理しなければならないという考え方を浸透させ、約束事は守ってゆく習慣を強化する。そしてこれらを通じて、かつては存在していた、地域における灌漑用水の融通ないしやりくりの組織、機能を取り戻す。メー・クワン・ダムは、このような地域における当事者たちの自主的努力と補完しあってこそ十分な意味を有しうる存在となるというわけである。

最後に、前節で言及した、ダム建設に伴う住民移転問題にも若干触れておくと、メー・クワン・ダムについてはこの点で大きなトラブルは生じなかった。その要因として、灌漑用水の供給及び洪水防止は下流域農民の大きな要望であったとともに、補償金及び移住農地がともかくも手当てされ、さらに国王より助言を受けてのプロジェクトであったことなどが指摘されている¹⁷⁾。

但し、7ライ(1ライ=0.16ha)という移住地(住居用1ライを含む)の規模はそもそも兼業農家を想定したものでしかなく、移住時に40戸が他出したほか、移住した269戸のうち100戸以上は再び転出していったことも同じく指摘されている¹⁸⁾。移転前後に11年にわたり村長を務めたというB氏に対する我々の聞き取り調査においても、収穫される作物の大きさが如実に物語るようになっての村の土地のほうがはるかに肥沃であり、広く静かで豊かであった昔の土地を今も夢見ることがあると氏は述懐していた。なお、移住の

必要性はその5年前に知らされたとのことであった。

2. 北部地域工業団地(NRIE)における排水処理

前節でも触れたように、経済社会開発5カ年計画のもとでタイは工業発展を遂げたが、工業化の第一段階において工業活動や大規模投資はバンコクとその近郊にのみ集中し、国土全体として不均衡な発展とインフラストラクチャーのボトルネックを生み出した。その結果、こうした弊害を是正すべく、地方の工業発展を促す拠点としての工業団地が設置さ

18) 同上書, 72-73ページ。2002年に実施した森晶寿氏と私の元村長への訪問聞き取り調査では、村の約200戸のうち2-3割は転出していったということであったから残存戸数はほぼ合致している。元村長の記憶が正しいとすれば、吉沢氏の指摘にある269戸の少なからずの世帯はかなり早期に転出したということになる。ちなみに、彼自身も村長でなかったら転出したかったそうである。

また、補償費によってチェンライ方面へ約70km離れたところに20ライの土地を購入し、息子がマッシュルーム栽培を経営しているということであった。したがって、移転前には48ライを所有していたのに対し、現在は彼自身の所有する土地と合わせて27ライを所有していることとなる。なお、吉沢氏の指摘通り庭には大きな瓶が据え付けられていたが、水不足は前年に他のプロジェクトからコネクションで導水できて解決していた。

さらに、吉沢氏によって指摘されているメー・クワン・ダムに関わる問題点のうち、ODAのフォローアップ調査及びダムが供給する用水の管理への農民参加については、本文で紹介したように前進がみられる。それに対して、ダム計画と都市計画がばらばらに遂行され、当初の計画時より地域の都市化、工業化が進んでいるにもかかわらず柔軟な対処がなされていないで問題を生じているという状況は依然として指摘の通りであった。じっさい、N氏によれば、NRIEに対する乾期の水の供給も、周辺の既に農業を放棄した地区の水利権を調整することで、ある程度解決する可能性があるとのことであった。

17) 吉沢四郎「日本のODAとアジアの環境問題 - タイ国を事例に」飯島伸子編『講座環境社会学』第5巻、有斐閣、2001年、所収、71ページ。

れることとなった。NRIEもそうした工業団地のひとつであって、1983年に建設に着手され、1985年に完成している。

NRIEは主に一般工業ゾーンと輸出加工ゾーンで構成され、面積比では後者が前者の2倍強をなしている。また、企業数では、操業中のものが前者24社、後者44社の計68社を数える。分野別では、電子工業23社のほか、機械部品等14社、食品11社、宝飾6社が目立つ。前節で水質汚染に関連して論及した分野では、皮革製品4社の進出も注目されてよいであろう。さらに、労働者数は商業ゾーンなどを含めて37,000人、輸出額は400億パーツに達している。

日系企業は、電子工業関連のLTEC, KSS Electronics, Tokyo Try, Murata Electronics, Electro Ceramics, Lamphun ShindengenなどやレンズのHoya Optics, 精密宝石のNamiki Precisionをはじめとして、合弁企業を含めると約30社が操業を行っている。また、労働者数では約22,000人である。日本以外からも、アメリカ合衆国、スイス、中国(香港)、台湾、韓国、フランス、オランダ、オーストラリアなど、16カ国・地域が進出しているが、国別の進出企業数では多くても数社どまりであって、日系企業のそれは際立っている¹⁹⁾。

ところで、NRIEの工場排水処理は、工業団地公社(The Industrial Estate Authority of Thailand, IEAT)が課した基準に従って

団地内の排水路に放流された各企業からの排水を、公社が浄化したのちクワン川に放流する仕組みになっている。すなわち、公社はNRIE内に排水処理施設として4つの池を備えている。20基のエアレーション装置を備えた面積9.3ライ、深さ4mの池(Aerated Lagoon)、微生物を用いる25.8ライ、2.5mの池(Facutative Pond)、さらにやはりフレッシュエアーが送り込まれる11ライ、1.5mと10.4ライ、1.5mのふたつの池(Oxidation Pond)である。これらの池に、順に10日間、18日間、5日間、4日間工場排水を滞留させて処理したのち、放流用の貯水池に送り込むわけである。また、一日の処理能力は6000-7000トンということであった²⁰⁾。

公社は、広い道路を挟んで大きく2区域に分かれている工業団地のそれぞれの幹線排水路及び上記の排水処理池の入り口の計3カ所にチェックポイントを設けて、各企業から放流されてくる排水に異常がないかモニターするとともに、月2回全社の排水からサンプルを採取しチェックを行っている。また、公社に対しては、年に2回政府機関がクワン川への放流水のチェックなど排水処理状況の調査を実施している。

こうしたチェック体制のもとで、基準を遵守しえなかった企業に対しては2段階で罰金が課されることがある。罰金は通常の排水料金の2-5倍にあたり、改善が認められるまで連日課されるので効果は小さくないと認識されていた。また、悪質な企業には操業停止命令を発することも可能だが、未だそこまで踏み込んだことはないということであった。

さらに、公社によれば、日系企業は成績良好であるが、電子工業関連分野一般をみると

19) 数字は、日系企業の労働者数を除き、2001年夏に公社から得た資料に基づいていて、主に2000年のもの。また、企業数は建設中ないし準備中のものを加えると、一般工業ゾーン25社、輸出加工ゾーン54社となる。ちなみに、商業ゾーンの企業数は6社である。なお、代表的日系企業名と日系企業の労働者数はMurata Electronics から得た資料に基づく。同資料はNRIE全体の労働者数を30,000人と記しており、NRIEにおける日系企業の比重をこれに従って評価すると7割を超えることとなる。

20) 以下の記述は、2001年夏に森氏と実施したNRIEよりの聞き取り調査に基づく。応対者はウボン・ワン氏(scientistの肩書き)であった。

排水管理が必ずしも良好ではない企業も含まれているということであった。とともに、近年、団地内で地下水汚染²¹⁾があったことにも言及された。

ともあれ、上記のような排水処理施設を通すことによって、クワン川に放流される排水にはなんの問題もないというのが公社の見解であった。私たちの質問に対して、たしかに近年、下流住民によってNRIEからの排水によるクワン川の汚染が疑われた事件もあったが、調査の結果それはNRIEとランブーン市との間にある地元企業に責任があることがわかったとも付言された。

次表は、こうした公社の見解を裏付けるものとして提示された、クワン川への排水の水質モニター記録である。対比のため、工場用水として取水されるさいにモニターされているクワン川の水質と合わせて掲げよう。また、公社が工業団地内の企業に求めている排水の水質基準は表5の通りである。

こうした公社側の見解に対して、下流に位置するランブーン市民の見解はかなり異なる。たとえば、GECのプロジェクトに関わってランブーン市役所で聞き取り調査を行ったさいに面談したコミュニティ代表たちは、NRIE操業開始後ほどなくの時期のクワン川の水質汚染がきわめて深刻であったことを異口同音に訴えていた。

すなわち、クワン川はもともと澄んでいた。また、直接に水が飲めたり、水遊びや水浴びもできた。さらに、魚や貝もたくさん獲れた。しかし、NRIEの操業開始で水質は大きく変わってしまった。とくに、1992年、93年頃は

悪臭がひどくて頭痛がするなどまんの限界であった。また、1995年には重金属汚染で魚が大量に浮く事件²²⁾も起こった。現在ではクワン川の水質もだいぶ回復してきているが、それもこの事件を契機に公社が少し態度を変えたからではないかとさえ思える。さらに、回復してきたとはいえ、水遊びなどやれば皮膚病に罹患するであろう。じっさい、水かけ祭りにはクワン川の水を使用するが、あとでかゆくなるといったぐあいである。

こうした下流住民の意見のすべてが必ずしも正しいとは思われない。たとえば、クワン川の透明度が現在ひじょうに落ちていることは事実だが、水の色は少し離れた地域をクワン川と並行して流れているピン川ともそんなに変わるように思われないのであって、上流での土壌流出の影響が顧慮されなければならぬであろう。また、川嶋氏らと実施したクワン川の水質調査によっても、NRIEの上流と下流とでそれほど水質に変化は認められなかった。さらに、1992年頃からひどい悪臭に悩まされたことについては、住民たち自身も認めていたように、同じ年にランブーン市の下流に設置された堰がもたらした悪影響が看過されてはならないであろう。この堰が障害となって汚染を含んだクワン川の流れを停滞させてしまったからである。

とはいえ、堰に改良が施されてこなかったにもかかわらずクワン川の水質がある程度回復してきたとすれば、堰は被害を拡大した要因ではあっても水質悪化をもたらしたそもそ

21) 2002年秋の来日時GECのワーキンググループ会議に参加した折、ランブーン市助役も森晶寿氏の質問に答え、ある工場が危険な薬品を大量に輸入したうえ保管がずさんであったので、雨水の影響で地下水を汚染したという情報を個人的に得ていると語った。

22) 別の機会であったが、同じ話題に関してランブーン市の公衆衛生環境部長(chief of health executive, 邦訳職名はGECに従った)も、バンコクから政府機関が来て調査した結果、魚の体内から重金属が検出され、クワン川の水を飲用しないよう周辺住民に警告したと同調した。但し、重金属が何であったかの記憶は曖昧で、また重金属がNRIE内の工場からのものか否かも明白にならなかったようである。

表3 北部地域工業団地からの排水の水質(2000年)

	Unit	Standard	Jan	Feb	Mar	Apr	May	June	July	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec	Average
1	Temperature	<40	24	20	25	25	25	25	25	25	25	31.5	25	25	28
2	pH	5.5-9.0	7.72	7.26	7.1	7.17	7.06	6.7	7.14	7.31	7.31	7.95	7.53	6.8	7
3	SS	mg/L <50	7	27.5	17	16	3	35	13	27	35	86	14	25	25
4	BOD	mg/L <20	3.3	6.8	10.3	10.9	5.3	12.1	4.1	4.9	17.6	13	34.9	5	11
5	COD	mg/L <120	58	62.74	26.92	29.61	20.42	32.92	40.11	47.27	52.22	65.86	68.88	45.08	46
6	TDS	mg/L <3,000	566	792	622	622	435	530	553	804	481	394	725	623	596
7	Oil&Grease	mg/L <5	ND	5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.42
8	Cyanide	mg/L <0.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0
9	Phenol	mg/L <1	0.04	0.02	0.02	0.05	0.04	0.02	<0.01	0.01	0.03	0.07	0.04	0.02	0.03
10	Sulfide	mg/L <1	ND	ND	0.53	0.03	0.03	0.21	0.19	ND	ND	0.05	ND	ND	0.09
11	Chloride	mg/L -	184.78	207.12	185.03	166.33	105.18	143.27	154.95	151.66	157.68	132.09	249.5	190.1	169
12	Fluoride	mg/L -	0.2	0.94	1.6	0.91	0.8	1	1.1	1.05	1.14	0.88	1.15	1.09	0.99
13	Free Nitrogen	mg/L -	1.34	0.68	1.1	3.25	2.8	3.52	2.41	3.2	3.62	1.93	5.06	2.59	2.63
14	TKN	mg/L <100	4.57	2.83	2.93	2.81	3.85	3.84	3.84	2.66	3.91	5.05	3.84	8.27	4.03
15	Iron	mg/L -	<0.10	0.16	0.3	0.11	<0.10	0.32	0.13	0.2	0.2	1.14	0.47	0.33	0.28
16	Manganese	mg/L <5	0.09	0.16	0.13	0.08	0.09	0.24	0.14	0.11	0.13	0.42	0.2	0.15	0.16
17	Detergent as LAS	mg/L -	0.07	0.06	0.11	0.06	0.07	<0.01	0.06	0.1	0.09	0.07	0.09	0.06	0.07
18	Phosphorus	mg/L -	0.38	0.07	0.23	0.19	0.15	0.17	0.21	0.22	0.23	0.4	0.44	0.56	0.27
19	Free Chlorine	mg/L <1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.2	0.1	0.03
20	Copper	mg/L <2	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
21	Cadmium	mg/L <0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
22	Chromium+6	mg/L <0.25	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
23	Zinc	mg/L <5	<0.05	<0.05	<0.05	0.05	0.05	0.1	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
24	Lead	mg/L <0.2	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
25	Nickel	mg/L <1	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
26	Arsenic	mg/L <0.25	<0.002	0.002	0.002	<0.002	0.002	<0.002	0.002	0.002	0.003	0.006	0.002	0.002	0.002
27	Mercury	mg/L <0.005	0.002	0.003	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
28	Formaldehyde	mg/L <1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.07	0.33	0.1	0.17
29	Silver	mg/L -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

北部地域工業団地公社

表4 北部地域工業団地が取水するクワン川の水質(2000年)

	Unit	Standard	Jan	Feb	Mar	Apr	May	June	July	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec	Average
1	Temperature	℃	23.5	21	25	25	25	25	25	25	25	27	25	25	25
2	pH		7.56	7.01	6.81	6.92	6.77	6.8	6.92	7.24	7.04	8.42	7.24	6.67	7
3	SS	/L	≤200	92	43	22	43	23	46	18	33	25	109	35	46
4	BOD	/L	≤500	35.6	99.9	36.2	64	13.8	28.3	24.2	61.1	34.4	32.9	15.4	42
5	COD	/L	≤750	114	132	98.2	123.01	64	83.66	105.84	136.34	94.85	84.62	68.6	105
6	TDS	/L	≤3,000	1256	709.5	592	789	485	572	843	505	665	314	490	648
7	Oil&Grease	/L	≤10	Nil	ND	ND	2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0
8	Cyanide	/L	≤0.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0
9	Phenol	/L	≤1	0.04	0.01	0.05	0.14	0.01	<0.01	0.06	0.03	0.05	0.06	0.06	0.51
10	Sulfide	/L	≤1	0.53	0.86	1.02	3.23	1.34	1.97	0.56	4.56	ND	ND	ND	1.3
11	Chloride	/L	≤2,000	512.47	187.92	141.94	154.25	188.35	117.46	119.86	152.75	132.09	84.14	185.23	174
12	Fluoride	/L	<5	0.03	0.11	0.88	0.9	1.09	1.04	1.05	1.32	1.11	0.64	0.93	0.83
13	Free Nitrogen	/L	-	6.87	12.87	17.59	19.74	13.77	46.78	15.9	18.91	14.03	7.42	6.27	16
14	TKN	/L	≤100	17.6	25.35	17.82	18.01	15.48	5.29	15.89	17.69	13.27	9.66	11.03	15
15	Iron	/L	≤10	0.57	1.31	0.33	0.4	0.44	1.34	1.24	0.61	0.6	1.2	0.47	0.77
16	Manganese	/L	≤5	0.08	0.21	0.07	0.13	0.11	0.14	0.13	0.11	0.11	0.17	0.1	0.12
17	Detergent as LAS	/L	-	1.64	1.23	1.12	1.99	1.98	0.64	0.42	0.87	0.21	0.34	0.06	0.98
18	Phosphorus	/L	-	4.4	1.87	1.81	1.62	2.54	2.11	1.81	1.72	1.95	1.96	1.36	2
19	Free Chlorine	/L	≤1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0
20	Copper	/L	≤2	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
21	Cadmium	/L	≤0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
22	Chromium+6	/L	≤1	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
23	Zinc	/L	≤5	0.14	0.85	0.22	0.13	0.13	0.22	0.28	0.12	0.11	0.18	0.1	0.23
24	Lead	/L	≤0.2	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
25	Nickel	/L	≤1	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	0.14	<0.10	<0.10
26	Arsenic	/L	≤0.25	-	-	0.002	-	<0.002	-	-	-	0.003	<0.002	0.002	0
27	Mercury	/L	≤0.005	-	-	<0.002	-	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
28	Formaldehyde	/L	≤1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.34	0.11	0.14	0.2
29	Silver	/L	≤1	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

北部地域工業団地公社

表5 工業団地公社基準値と工業省基準値

項 目	IEAT基準値	工業省基準値
BOD	500	20 ~ 60
COD	750	120
SS (Suspended Solid)	200	50 ~ 150
TDS (Total Dissolved Solid)	3,000	3,000
TKN (Total Keldar Nitrogen)	100	100
pH (pH Value)	5.5 ~ 9.0	5.0 ~ 9.0
排水温度 (Temp)	45	40
過マンガン酸値 (Permanganate Value)	-	60
H ₂ S as S (Hydrogen Sulfide)	5.0	0.2
HCN as CN (Cyanide as HCN)	0.2	0.2
タール (Tar)	10	None
油・グリース (Oil & Grease)	10	5.0
ホルムアルデヒド (Formaldehyde)	2.0	1.0
フェノール・クレゾール (Phenol & Cresols)	1.0	1.0
遊離塩素 (Free Chloride)	1.0	1.0
殺虫剤 (Insecticide)	None	None
放射能 (Radioactive Compound)	None	None
重金属		
6 価クロム (Cr)	0.25	0.25
3 価クロム	0.75	0.75
ひ素 (As)	0.25	0.25
銅 (Cu)	2.0	2.0
銀 (Ag)	1.0	-
鉛 (Pb)	0.2	0.2
カドミウム (Cd)	0.03	0.03
バリウム (Ba)	1.0	1.0
セレン (Se)	0.02	0.02
ニッケル (Ni)	1.0	1
水銀 (Hg)	0.005	0.005
亜鉛 (Zn)	5.0	5.0
マンガン (Mn)	5.0	5.0

フッ素 (F)	5.0	-
溶解鉄と溶解マンガン (Soluble Iron&manganese)	10	-
カルシウムカーバイド沈殿物 (Calcium Carbide Sludge)	None	-
洗剤 (Detergent)	30	-
塩化物 (Cl換算) Chloride	2,000	-
粘度 (High Viscosity)	None	-

もの原因ではないこととなる。やはり、NRIEの操業開始が一定の影響を及ぼしたと考えるのが妥当であろう。じっさい、この地域の住民運動に関わっての文脈においてはあったが、次のようにランブーン市助役も述べていた。すなわち、クワン川の水質汚染が著しかった1996年にシャンホンというコミュニティがまず立ち上がって「クワン川を愛する会」が設立されたが、市がNRIEに働きかけ、工場排水の処理能力がアップされて水質が改善された結果、この会も沈滞した²³⁾と。現在のNRIEの排水管理には大きな問題はないとしても、操業開始後かなりの期間NRIEは必ずしも十分な排水処理能力を持たなかったということである。となると、ある程度ずさんな排水管理がなされていたのではないかと疑われる余地も決して否定しえないであろう。

のみならず、NRIEが下流住民の抱いた疑惑に積極的に対応せず、住民たちのNRIEに対する根深い不信を招いたことも指摘しておかなければならない。すなわち、住民が直接にNRIEに赴いても相手にしてもらえず、そこでランブーン市を通して抗議を申し入れても、工業団地は国の管轄であってランブーン市には工場に介入する権限がなく、NRIE側が問題ないと言えばそれで終わっていたといった記憶が住民にはある。じっさい、その後地方分権化が進展して自治体が工業団地に介入可能となり、また住民が司法的手続きに訴えることができるようにもなったが、住民がNRIE内に立ち入って排水処理施設などを見学しえたのはそれらの改革時期と合致する2000年になって初めてということであった。こうして、住民のなかには、1995年以降NRIEの管理者との間でときとして成立した

23) 注21) で触れたワーキンググループ会議での発言。

排水量などに関する合意も、必ずしも現場のオペレーターには徹底していないのではないかと、降雨時にまぎれて合意量を超えた放流が行われているのではないかといった不信を拭えない人が存在しているのである。

こうしたなか、工場排水処理問題に関する日系企業の基本姿勢は、NRIEの外界との関係は公社に任せて自らは公社が各企業に課している基準を遵守すればよいとするものである²⁴⁾。たしかに、有力日系企業は積極的にISO14000シリーズの認証を受けており²⁵⁾、さらに本社が日本国内において地下に燃料や有機溶剤等の新液や廃液の貯蔵タンクを設けることを廃止すればタイでもその措置を踏襲するというように、多国籍企業による発展途上国の環境破壊に対する批判を意識した経団連地球環境憲章中の「海外事業展開に際しての環境配慮事項」を実践しようとしている企業も認められる。しかしながら、次表に見られるように、そうした企業でも排水処理に関して日本国内におけるほどには厳しい管理を行っていないようである。たとえば、公社が各企業に課す基準値のなかで工業省基準値との乖離が大きいBODとCODについて実績値を見ると、公社の課す基準を遵守してはいるが工業省基準値(表5参照)はかなり上回る数値となっている。こうした項目は既述の公社施設で処理されることを見越して基準値が設定されているのであろうし、当該工場も6

24) 以下の記述は、Murata Electronics を訪問しての聞き取り調査、Hoya Optics よりの書面での回答、かつてNRIE内の日系企業で働いていたチェンマイ市民よりの聞き取り等に基づいている。2001年、2002年の二度にわたり多忙にもかかわらず快く対応してくださったMurata Electronics 及び回答をくださったHoya Optics の関係者に厚く感謝する。

25) Murata Electronics による1998年の取得は、NRIE内の企業の中で最初のものであった。また、Hoya Opticsも2001年に取得している。

表6 Murata Electronics (Thailand), Ltd.
の排水の水質データ水質データ：
規制値を満足しうる管理水準となっています。

項目	規制値	平均値	最大値
pH	5.5-9.0	7.5	6.9-8.0* ¹
SS	200	70	183
COD	750	242	488
BOD	500	123	269
TDS	3000	297	427
TKN	100	39.0	51.8
フェノール	1	0.02	0.04
銅	2	0.04	0.17
亜鉛	5	0.15	0.19
全鉄	10	0.12	0.15
三価クロム	0.75	N.D.	N.D.
六価クロム	0.25	N.D.	N.D.
鉛	0.2	0.01	0.05
フッ化物	5	0.32	0.35
硫化物	1	0.06	0.28
カドミウム	0.03	N.D.	N.D.
セレン	0.02	N.D.	N.D.
バリウム	1	N.D.	N.D.
ニッケル	1	N.D.	N.D.
ホルムアルデヒド	1	0.04	0.06
塩化物	2000	65	80
遊離塩素	1	N.D.	N.D.
油脂分	10	0.3	1.4
表面活性剤	30	0.07	0.08
臭気	不感知	適合	-
色度	不感知	適合	-
温度	45	適合	-

単位：pH...なし 温度... , その他...mg/
 pH：水素イオン濃度
 COD：化学的酸素要求量
 BOD：生物化学的酸素要求量
 TDS：全溶解固形物
 TKN：全ケルダール窒素
 N.D.：定量下限値以下（検出されない）
 *1：pHについては最小値～最大値

『2002 環境報告書 村田製作所グループ』

つの工場建屋のうちのひとつは食堂 (canteen) とともに企業内排水処理施設を経て団地内水路に放水するという配慮を行っているが、前述のクワン川下流の状況を顧慮すればやはり懸念を残す²⁶⁾。もっとも、上述の「環境配慮事項」も、「有害物質の管理については日本国内並の基準を適用すべきであ

る」と定めているが、一般的には「わが国の法令や対策実態をも考慮し、進出先国関係者とも協議の上で進出先国の地域の状況に応じて、適切な環境保全に努めること」²⁷⁾と規定しているだけではあるが。

ちなみに、公社は、乾期に水の少なくなったクワン川の水質が劣化することへの対策として、一方でメー・クワン・ダムに左岸幹線水路を通じたダム水の直接供給の可能性を打診するとともに、他方でNRIE内の排水のリサイクル利用を検討していた²⁸⁾。だが、リサイクル案に対して日系企業には、公社が供給する水を工場内に取り入れるさいに用いているフィルターが目詰まりが増加することへの懸念がかなり強くうかがわれた。そこには、団地内の工場排水の水質水準についての日系企業の認識が垣間見えたようにも思われる。

3. ランブーン市における地球環境センター (GEC) のプロジェクト

PCDよりの提案で1998年から生活排水処理等の技術指導・支援を行ってきたことを踏まえ、2001年より3年間、GECは「環境保全に向けた住民参加型実践活動モデル事業」をラ

26) たとえば、西金沢工場、鯖江村田製作所ではBODの規制値がそれぞれ600mg/l及び300mg/lであるのに対して、排出平均値は16mg/l及び14mg/lとなっているし、規制値が100mg/lを超える他の5つの事業所ないしグループ企業のうち4つでは、もっとも高い平均値でも10mg/lを超えない。但し、登米村田製作所のみは規制値600mg/l、平均値194mg/lとなっている。ちなみに、近隣のシンガポール及びマレーシアの事業所では、規制値がそれぞれ400mg/l及び50mg/lであるのに対して排出平均値は41mg/l及び23mg/lとなっている。SSでみても、基準値と一桁異なるのが通例の国内工場と対比したとき、少し様相が異なるように見える。村田製作所グループ『環境報告書2002』34ページ以下参照。

27) 日本経済団体連合会ホームページ参照。

28) 既述の公社よりの聞き取り調査での発言。

ンブーン市当局の協力を得て実施した。このプロジェクトは、生活排水によるクワン川の汚染問題を改善するために、住民の啓蒙及び環境問題に取り組むNGOの育成を目指したもので、環境事業団の地球環境基金から助成を得た事業であるとともに、ワーキンググループメンバーとして専門家である原田泰氏らのほか、大阪府八尾市のNGOアクアフレンズ代表世話人美濃原弥恵氏を含み、アクアフレンズや同組織と親密なNGO恩智川環境ネットワーク会議²⁹⁾との連携の下に実施された。

主要な活動としては、ワークショップを開いて住民自身による水質モニタリングの方法を講習したり、河川調査を行ったりといったことがまずなされた。たとえば2002年8月ランブーン市において開催された活動開始式においては、パックテストを用いた住民自身による河川水質測定方法の講習や家庭排水中の油分を取り除く簡易廃水処理装置の維持管理方法の講習、洗剤を使わずに食器を洗えるアクリルモチーフの編み方教室、さらに川の生き物観察会が実施された。

また、翌年6月に催されたエコ・フェスティバルにおいては、PCD、チェンマイ県第一環境事務所、ランブーン県公衆衛生事務所、ランブーン市環境公衆衛生課をはじめとした国・県・市の機関のみならず、チェンマイ大学やランブーン市の小・中学校、さらにNRIEを含むいくつかの企業などから22のブースが出展されるとともに、自転車ラリー大会、環境クイズ、演劇などが行われ、約5000人の住民の参加を得た。なお、ブース出展には恩智川環境ネットワーク会議も写真や絵を

29) 恩智川は柏原市、八尾市、東大阪市を流れている。後出の恩智川フェスティバルは、行政との協力のもと、活動成果を発表するイベントで、毎年秋に開催され、1万人近い来場者を有する。地球環境センターNews Letter No. 23 を参照。

多く用いて参加し、好評を博した。

他方で、2002年10月にはランブーン市助役をはじめ4人を大阪に招き、小学校の環境教育授業の視察、恩智川フェスティバル2002への参加を通じて、日本における環境NGOの活動の一端や環境教育の実態に触れてもらう機会をもった。

さらに、プロジェクト終結にさいしては、河川環境の保全を志す指導者向けに「河川を中心とした環境保全活動のためのマニュアル第2版」がタイ、日、英の三カ国語で作成され、地域の人々による今後の自主的な活動のための指針を提供することが図られた³⁰⁾。

ちなみに、当時ランブーン市は、クワン川の水質問題と廃棄物問題を自らが直面している二大環境問題と捉え、政府の補助を得て排水処理施設や焼却施設を建設し、ローカル・アジェンダに取り組み、あるいは廃棄物からの堆肥生産を実施し、環境教育にも力を入れるなど、GECとの提携以外にも環境問題に積極的な姿勢を見せていた。クワン川の水質について言えば、15カ所で測定した流入排水の平均BODが50mg/lに達し、生活排水の改善をテーマに住民の啓蒙活動に取り組む必要性を感じしめられていた。また、ドイツのNGOの協力を得て科学技術環境省が推進している都市計画プロジェクトに参加するなど、ランブーン市は海外のNGOとの提携の経験も有していた³¹⁾。

さて、上記のようなGECの活動に対して、ランブーン市の住民は、自分たちで水質をモ

30) 同上 News Letter No.23, 24, 26及びGECから得たエコ・フェスティバルの資料に拠っている。ちなみに、NRIEは工業団地を紹介する感じのポスター展示であったという。さらに、2004年春のGECへの訪問聞き取り調査によれば、NRIE内のある日系企業にもその環境対策について出展を依頼したが、地元企業から突出しているように見られるのを警戒して辞退されたとのことであった。

ニターする方法や生活排水の油分を処理する方法を教えてくれるという点で、環境問題を実感できるし、生徒の教育にも好影響があると評価していた³²⁾。まさに住民の主体的取り組みを促すというGECの企図の要諦に関わるところで、住民たちはプロジェクトを好意的に受け止めていたわけである。また、アクアフレンズの美濃原氏も、アクリルモチーフの編み方教室という身振りや手振りを交えての分野で交流したこともあって、言葉の壁にもかかわらず交流はスムーズに進み、高い関心を得たと活動を振り返っていた³³⁾。

こうして、小都市で5000人の参加を得たというエコ・フェスティバルの盛況をも含めて、GECのプロジェクトはたしかに一定の成果を生んだ。しかしながら、NGOを育成するという点では、トンボクラブというひとつのNGO、それも行政の有力者と親しい関係にあるそれを生み得たのみであって、必ずしも成功とは言い切れないとGECは総括していた。エコ・フェスティバルの盛況も行政が主導したからこそのことであって、この地域では未だ行政から独立していれば草の根からNGOが育つ機運は熟していないのではないかと、そこまで自立した市民は未だそれほど多数存在していないのではないかと、³⁴⁾と。

こうした地域社会についての見方は、タングシカブート氏によっても概ね支持された。

31) 2002年夏にランブーン市役所へ訪問調査を実施した際の説明に基づく。なお、市当局は、それぞれBODで400mg/l、600mg/lを超えているという市場からの排水及び屠殺場からの排水をとくに問題視しており、市場については排水前に酸素を送り込む装置を設置していた。

32) ランブーン市役所でのコミュニケーション代表からの聞き取り調査に際しての小学校長の発言。

33) 2004年秋、来日したタングシカブート氏を歓迎して開催された交歓会に際して実施した聞き取り調査に基づく。

地方の政治はバンコクからのトップダウンの色彩がきわめて濃厚であったし、地域社会の内部においても権威者の力が強かった。改革途上にあるとはいえ³⁵⁾、この地域における主体的市民の成長はまだ未成熟である。じっさい、人々は会議の席で積極的に討論を交わすのではなく、むしろ会議後に仲間内ではじめて異論を発散させる。彼自身も民主的な方法によって環境問題への取り組みを前進させようと長く努力してきたが、成果を上げようとすれば自治体首長ないしその周辺の有力者を説得し、理解を得て、そのイニシアティブで事を進めるほうがずっと効果的であると戦略的思考をするようになった、と。

とはいえ、前項で触れたように、汚染が著しい時期に「クワン川を愛する会」がともかくも設立され、危機感から募金もある程度集まったという実績がある。条件次第では、北部タイの社会風土のなかでも市民運動は生ま

34) 注30)で触れた訪問聞き取り調査での吉田誠宏審議役兼事業部の発言に依っているが、GECがまとめた活動開始式の際の意見交換の記録によれば、ランブーン市助役自身ランブーン市民が未だ主体性を欠いていて、市当局にきわめて依存的であると述べていた。

35) かねてより形式上は地方分権化されていたが、知事は中央政府によって任命されるなど、内務省の権限は非常に強かった。だが、地方の経済的發展と共に地方独自の権益が芽生え、その地方内での調整を担う存在の出現が不可欠となってきた。赤木攻「チャオポーの台頭」小野澤編、前掲書、所収、242-245ページ参照。タングシカブート氏が指摘していた1997年憲法のもとの知事の地方における選出や、かつてのモンthon ムアン アムパエー タムボン ムーバーンという序列の一部を再編してマニユシバリティといった行政単位を導入しながら企図された分権化は、上述のような背景に支えられた不可逆的動向と解される。但し、タングシカブート氏は、かつて大バンコク首都圏で首長の選挙による選出が認められながら首長の罷免権や議会の解散権は内務省からの派遣者に握られていたように、地方での内務省の権限がなお残存していることをも指摘していた。

れうるわけである。また、コミュニティ代表のひとりで、自宅に設置された簡易排水処理施設を見せてくれた中年女性は、聞き取り調査にさいしてきわめて活発に発言していたばかりでなく、コミュニティ代表に立候補した動機への質問に対して、身近な環境を改善したかったからと答えてくれた。ちなみに、男性は仕事に忙しく必ずしもそうした立候補に積極的ではないということであった³⁶⁾。

さらに、タイにおける市民型NGO活動一般について言えば、タイにおける社会、経済的發展に照応した次のような4段階の変遷を経て展開を遂げてきたとされている。すなわち、1960年代後半、民衆参加型開発をめざそうという世界的潮流に呼応して学生が農村改革運動に取り組んだ萌芽期、73年の学生革命後の農村改革運動の盛り上がりとその後の弾圧に伴う低迷期、80年代において経済発展とともに浮上したさまざまな社会問題に対応するべく多様なNGOが数多く展開するようになった躍動期、80年代後半からの日本をはじめとする海外投資に支えられた高度経済成長のもとでその波に飲み込まれるかたちで停滞した後、バブルの崩壊であらためてNGOがめざした社会改革路線が評価を受けるようになった今日にいたるまでの時期の4段階である。そうした結果、90年代後半には465のNGO団体が数えられるにいたり、そのなかには生態系回復プロジェクト(PER)のような環境問題を対象分野とするNGOも

含まれる。また、90年代初頭の時点で「北タイ」北部地域に既に79のNGOが存在していたことも確認されている³⁷⁾。

のみならず、ランブーン自体において次のような興味深い事例にも出会った³⁸⁾。すなわち、村から生け簀の管理を委託された中年男性がクワン川で養魚を営んでいたのである。その生け簀は村が1万パーツを投資し、さらに稚魚の買い付けに2千パーツを投資したもので、男性は育てた魚を売った収益の10%を村に納付することになっているのだが、そもそもなぜ村がこうした事業に投資しているかという点、この生け簀がクワン川の水質の指示器の役割を果たすとみなしているからということであった。また、養殖しているのはルビー色の魚という名称のタイではよく知られた魚で、数センチの稚魚を千匹ほど購入し、手のひらより大きく成育したものを近隣で売るが、少し安価に売ることによってよく売れるという。雨季の2ヶ月は水かさが増して魚が逃げるので中断するが、それでも年に4回養殖でき、男性の生活費はその収益で賄えるそうであった。なお、男性は数十年前に村に移り住んできた人で、寺で子どもたちに教えていたこともあると語っていた。

ランブーン市も上述の村と同様の見解に基づいて1万3千パーツを補助しているから、この事業も行政から独り立ちしたものとは言えない。だが、イニシアティブは村やかの男性の側にあると解された。というのも、この男性はクワン川の水質劣化についてNRIEからの排水にかなりの責任をみており、現在も強い不信感を残している人であって、ランブーン市の経済的發展という見地からNRIEからの排水をことさらには問題視したくない市当局とはスタンスに相違を持つ。しかも、そうした彼がこの生け簀の所有主体である村の委員会の一員でもあるのである。市当局としては、前項からもうかがえるように、クワン

36) 既述のランブーン市役所への訪問聞き取り調査の後、公衆衛生環境部長が市場、堰、建設中の排水処理施設について家庭に設置された簡易排水処理装置を案内してくれた際の聞き取りに基づく。

37) 赤石和則「タイNGO活動と農村社会」西川潤・野田真里編『仏教・開発・NGO』新評論、2001年、240-254ページ参照。

38) 注36)で触れた午後の聞き取り調査の一環としてこの生け簀を訪問した。

川の水質を問題にするならNRIEからの排水を不問にはできないという感情が市民の間に根深く存在することを踏まえて、そうした感情にも対応しているという姿勢を示すべくこの事業につきあっているというのが実相に近いのではなかろうか。

こうして、そもそも市民運動、ひいてはNGOはどのような社会環境のもとでどのような過程を経て育つてゆくものなのか、もう少し検討を加えてもよいように思われる。GECはこの地域でのプロジェクトをひとまず終え、社会風土が少し異なるターチン川流域に拠点を移してNGOの育成にあらためて取り組もうとしているが、原田氏や美濃原氏は参加型環境教育研究会³⁹⁾を立ち上げてチェンマイ周辺での活動を継続しようとしているし、GECもそれとの連携を続けていく意思を持っているだけにいっそうこの感が深い。そこで次節において、GECプロジェクトのタイ側アドバイザーであったチェンマイ大准教授タングシカブート氏と日本のいくつかのNGOを訪れたさいの知見を手がかりにもう少し立ちってみることにしたい。周知のよ



生け簀

39) GECのワーキンググループの一員であった、パッケストのメーカー共立理化学研究所代表取締役岡内完治氏も中心的メンバーである。地元企業の目を気にしなくてすむ点ではNRIE内の日系企業とは立場が異なるが、意欲や関心の持ち方にも相異を感じた。

うに、日本もまた会議のなかで討議が活発化するより会議後に仲間内で異論を発散させるという社会風土が少なからず残存している土地なのであるから。

総括と展望

市民参加や説明責任、あるいは技術の質といったことが重視されるようになってきたという環境問題への取り組みにおける現代的動向は、クワン川沿いで日本が関わった三つの水環境問題のそれぞれにも反映されていた。まず、メー・クワン・ダムの運用効率改善プロジェクトにおいては、シニア海外ボランティアという市民参加への関心の高まりを積極的に取り込もうとした制度を通じて派遣された日本人技術者が、現地パートナーの水利課長と堅い信頼で結ばれて任期終了後も自主的に協力を続けていた。しかも、低コストの施設を有効に地域農民の自治と接合することによって大きな効果を挙げようと試みていたのである。さらに、この事例は、ダムが供給する水の管理権の一部をダム事務所から地域農民に移すという試みとしても、水利課長が精力的に地域農民との対話を図りながら事業を進めようとしていたという点からも、1997年憲法のもとで推進されようとしている地方分権化の流れに積極的に棹さず取り組みとして注目される。また、JICAからの技術顧問の派遣には、ODAのフォローアップ調査がひとつの契機となっていた。そこに、一般論として、日本のODAには現地事情に十分に適合しないムダなものが少なからず存在しているのではないかという国民からのODA批判に応える努力を看取することもできよう。

NRIEについても、地元自治体による工業団地への介入が認められるようになり、じっさいに立ち入り検査も実施されている。のみならず、進出した日本企業にもISO14000の

積極的取得,あるいは経団連地球環境憲章への一定の呼応といった姿勢が認められた。くわえて,有力企業が環境報告書を刊行するのは今や当たり前となっているが,そこに海外事業所の状況もきちんと掲載するといった努力をも見出すことができた。

さらに,GECのプロジェクトは,そもそも環境問題に対する取り組みにはハードとしての施設の充実や技術の伝達のみでは不十分であり,住民の意識改革が伴うことが不可欠であるという認識に立って,住民の啓蒙運動を支援し,またその活動の持続的担い手としてのNGOの育成を図ろうとしたものであった。と同時に,その活動は日本のNGOと連携してこそ実現されたのであった。活動開始式やエコ・フェスティバル,あるいはタイの人々の招待を通じて,市民レベルでの交流もたしかに果たされた。

こうして,環境問題への取り組みにおける現代的動向は,クワン川沿いで日本が関わった三つの事例それぞれにたしかに反映されていた。しかしながら,その反映度は三つの事例で決して均等とは言えない。とりわけ第二の事例では,たとえば地下水汚染の発生を市の助役は知らされていても一般の市民は未聞であったというような,情報ギャップが依然残されていた。また,日本企業は,工場排水に関する外界との関わりをもっぱら公社に委ね,自らは公社の課す基準を遵守すればよいという基本姿勢を保持していた。この姿勢は一見合理的であるが,排水が放流される川の下流でなにが生じ,住民たちはどのような取り組みを行っているのかにいっさい無関心であるという姿勢にも通じうる。地域に溶け込むよりいわばノマドとして企業活動を行いがちな多国籍企業に見られがちな姿勢とも解されよう。

しかも,それは地域住民が工場排水に関わって日本企業に向けるまなざしに無防備であ

ることをも招来しうる。すなわち,人があるものにどのようなまなざしを向けるかは,自らがどのような取り組みを行っているかに左右されるところがある。したがって,クワン川へ放流される排水の水質については公社が責任を有していることを今では住民たちも十分認識しているとはいえ,公社が処理する排水はもともとNRIE内の各企業が放出している以上,まして特定の項目について団地内で課せられる水質基準がかなり緩いとすれば,かの認識がどうしたまなざしに帰結するかは,地域住民のクワン川の水環境問題に対する取り組み次第で変わるところがあろう。さしあたり公社が責任を有しているからといって,またそのことを地域住民が認識しているからといって,工場排水とクワン川の水質との関連について日系企業が地域住民の視線で完全に免責されているとはかぎらない。にもかかわらず,日系企業はそのことにまったく鈍感でありつづけるかもしれないのである。

ちなみに,既述のコミュニティ代表たちに,子どもをNRIE内の日系企業で働かせたいか尋ねたところ,消極的な返事が多数戻ってきた。親の目を離れて寮住まいすることが子どもの生活にもたらす悪影響を懸念するという意見もあったが,労働災害が発生していることへの不安や労働条件がげっこう厳しいという意見も聞かれた。じっさい,8時間の所定内勤務プラス4時間の残業を見込んで2交代でフル操業といったことも必ずしも稀有ではないとすると,かなり厳しい労働条件ということになる。残業手当に惹かれて喜んで従事する人が少なからずいるとしても,発展途上の国の,さらに相対的に貧しい地域の経済事情につけこんで人間を濫用していることになりかねない。人間の濫用は自然環境の濫用に通じる場合も少なくないだけに,敢えて付言しておこう⁴⁰⁾。

ついで,市民運動,ひいてはNGOはどのよ

うな社会環境のもとでどのような過程を経て育つてゆくのかという問題に転じよう。問題の発端は、タイ北部の場合、会議では討議が活発化せず、会議終了後に仲間内で異論が発散されるというように、主体的な市民がまだまだ育ってきていないという認識にあった。だが、そうした社会風土であれば日本にも少なからず残存している⁴¹⁾。そうしたなかでNGOはどのように育ってきたのであろうか。

たとえば、GECのプロジェクトで大きな役割を演じたアクアフレンズは、地域の水環境を改善するため八尾市が設立した生活排水アドヴァイザー制度が結成の契機となった。すなわち、じつはこの制度は水質汚濁防止法改正時に八尾など三市が特別地域に指定されたことを契機に市がいささか性急に設立し、その担い手として募集された市民が果たすべき

活動内容について必ずしも詰められていないところがあった。そこで、集まった市民が柔軟にプランを考え出し、市もそれを許容した⁴²⁾。じっさい、発足当初にホテルフェスティバルを開催するにあたり、ホテルをデザインした食品の提供というその場かぎりの、いささか安易な発想の活動を求められた市民の側がそれを拒否し、のちまで受け手の知識として残る活動をしようと紙人形芝居を逆提案したところそれが市によって認められ、かつその人形づくりで市職員と一体化しえたことが活動を軌道に乗せる大きなきっかけとなったという。そして、任期終了後、せっかく蓄積してきた活動経験をそのまま無に帰せしめるのは惜しいということになって、アクアフレンズが結成されたというわけである⁴³⁾。

また、琵琶湖の汚染が著しかった地区で、住民による水質モニターを根気よく継続し、地区の水環境の改善に取り組んで成果を挙げている豊稗の郷赤野井湾流域協議会も、端緒は滋賀県及び守山市主導での設立であった⁴⁴⁾。数年を経て、市民メンバー主体で世界湖沼会議の守山セッションを立派に運営しえたという経験を契機に市民主導のNGOへと脱皮し、さらに現在はNPOへと発展したのだが、この組織についても行政機関が設立し、運営費の過半を補助しつつ、その活動に対する介入は相対的に弱かったと言われる⁴⁵⁾。と同時に、この組織について興味深いのは、地区の水環境改善を進めるためにNGO時代

40) たとえば、水俣病を引き起こした日本窒素において労働者の生命軽視の体質が存在したことについては、色川大吉編『新編 水俣の啓示』筑摩書房、1995年、53、515-516、519-520、525ページなど参照。なお、同書第6章のチソ企業論をも参照。

41) 欧米由来の概念を前提にこれを単に「遅れ」とのみ把握する必要はない。むしろ、そうした分析装置では看過されてきた観点からそれに光を当てることも可能であろう。もちろん、その場合にもこうした社会風土に伴う弱点を棚上げするわけではない。早期の興味深い論稿に神島二郎『磁場の政治学』岩波書店、1982年、がある。とりわけ、同書27ページ以下、149ページ以下など参照。そこでは、政治的<まとめ>の原理として闘争、支配、自治、同化、カルマ、帰郷という六つを挙げ、政治の世界をそれらの原理の複合作用の場と捉えたうえで、かの状況を帰郷と連関させながら論じている。また、GECの吉田氏はタイでの活動を通じて、同じく集団主義的であるにせよ現代日本では異端者になることを回避するという消極的理由で求心力が機能しているのに対して、タイ社会では人々が積極的に肯定すべき価値を指導者のうちに認めることで求心力が発揮されているという印象を抱いた。神島説によって解釈するなら、タイ社会にこそ帰郷原理が未だより純粋に貫徹しているということになるのかもしれない。

42) 以下、さきに触れたタンゲシカブート氏来日の際の交歓会での美濃原氏への聞き取り調査に基づく。

43) 既述の交歓会における聞き取りにて大阪府中部農と緑の総合事務所の文字耕三所長も話っていたように、この底流には行政自身が住民の声に耳を傾けようと変わりつつあることも作用していたと解される。

44) 以下、豊稗の郷赤野井湾流域協議会事務局長長尾是史氏への訪問聞き取り調査に基づく。

から町内会という伝統的地域組織と積極的に交流しようとしていたことである。地区全体を対象に成果を挙げてゆくには町内会との協力は不可欠と判断されたのである。

最後に、やはり滋賀県の愛東町において菜の花プロジェクトが展開されている。休耕田で菜の花を栽培し、その油を家庭料理に用いる。さらに、家庭から回収された廃食油を原料としてバイオディーゼル燃料を精製し、町の公用車などに利用する。こうして、農地を活かし、ガソリンに代わる環境にやさしい燃料を開発しながら、地域的な物質循環システムを構築し、地域の経済発展をもめざすという夢多きプロジェクトである⁴⁶⁾。滋賀環境生協の藤井絢子理事長が主唱者で、氏は全国的に、さらに国際的に普及のための講演活動に奔走しているが、このプロジェクトのそもそもの発端は琵琶湖の富栄養化を防止するために立ち上げられたせっけん運動という市民運動であった。リンを含んだ合成洗剤に代えてせっけんを用いよう、そのせっけんを作るために琵琶湖に垂れ流されていた家庭の廃食油を回収しようという運動が発端だったのである。かつ、愛東町と菜の花プロジェクトとの結びつきも廃食油回収運動が仲立ちした。すなわち、愛東町では1980年代の初めから消費学習グループが積極的にせっけん運動に取り組み、その後住民と行政の協働により資源ごみの回収システムが全町に広がっていた。そしてこのことこそが、愛東町がバイオディーゼル燃料のテストプラント設置に立候補した基盤であったというわけだが、本稿として興味深いのは、その消費学習グループもまた

婦人会という伝統的地域組織を母体とし、その協力があればこそ広く町内家庭の廃食油の回収に取り組むことができた⁴⁷⁾という点である。

こうして、これら三者のNGOないし市民運動のいずれにおいても、その育っていく過程に行政や伝統的組織との協働が見出されることとなる。しかも、それは決して偶然ではないと解される。まず、地域において主体的市民の密度がその自主的組織化を促すほどに高くない場合、行政が触媒的な役割を果たし、また財政的な補助を行うことが組織化を促す有効な契機となりうる。但し、行政には、強く活動を縛るのではなく、むしろ触媒的な役割に留まって市民の自由な発想での活動を許容することが求められる。と同時に、そうした自由が許容されたとき豊かな活動を展開できる程度の力量を備えた市民がそれなりに育っていることも条件となる。さらに、タングシカブート氏が強く関心を引かれたところであるが、アクアフレンズにおける美濃原氏、あるいは豊穰の郷赤野井湾流域協議会における長尾是史氏のように、魅力ある個性に裏打ちされたリーダーシップを備え、かつ運動に献身的に貢献しうる牽引者を見出したことも組織の持続、発展を支えた要件であったであろう。

また、地域に幅広く浸透し、成果を挙げてゆくためには、環境問題に関心を持つ人々のみの結集では力不足であって、伝統的な組織との協働が軽んじえない力となる。しかも、ここでは次のような課題に直面する。すなわち、恩智川環境ネットワーク会議の高山会長が指摘したように、環境NGOは環境問題と

45) 赤野井湾流域協議会の活動、とくに蓄積されてくる水質データのコンピュータ処理に協力してきた琵琶湖研究所東善弘研究員に対する訪問聞き取り調査に基づく。

46) 藤井絢子『菜の花エコ革命』創森社、2004年、とくに序章、第1章、第2章参照。

47) 愛東町における菜の花プロジェクトに関する視察者の受入機関となっているマーガレットステーション藤関明雄所長への訪問聞き取り調査に基づく。

いう単一課題に関心を絞った組織であって、多様な問題が交錯し、入り組んだ利害関係を抱える地域の伝統的組織からの協力を安易に期待しうるものではない⁴⁸⁾と。つまり、環境NGOが地域の伝統的組織の共感を得ようとするれば特別の工夫や努力を必要とするというわけである。たしかに、豊稜の郷赤野井湾流域協議会は、地域の名物であった源氏ほたるやしじみと呼び戻すという明快で具体的な目標を掲げることで共感を呼び起こすとともに、町内会ごとに自らをアピールする場としてのホームページ作成を支援し、情報交換を促進しつつ、相互に切磋琢磨しあって地区全体の環境改善を図っていくという戦略を掲げていた。また、菜の花プロジェクトの場合、琵琶湖を守るというきわめて共感を呼びやすい象徴的スローガンが大きな役割を果たしたと言えよう。

のみならず、タングシカブート氏がやはり強い関心を寄せていたように、上述の関係は、環境問題に強い関心を抱く市民、そして地域住民、さらに行政の三者がどのようなトライアングルを構成し、どのような相互作用を及ぼしあって成長してゆくかという問題でもある。これを、地域住民と行政との関係に、当該地域にとってよそもの外部者でありうるこの環境問題に強い関心を抱く市民がどのような作用を及ぼしうるかという観点から見れば、地域住民と行政とのマンネリな関係に新鮮な知識や視点を持ち込み、新しい展望を切り開いて揺らぎを引き起こし、活性化するということになるうし、それを通じて当該地域に地元で根ざしたNGOを育てる契機ともなりえよう⁴⁹⁾。ちょうど藤井氏が愛東

町に対して果たした役割のように。

このように見てくると、ランブーンにおいて地元で根ざした環境NGOが育つか否かを検討しようとする、行政が財政補助を果たしつつもいわば触媒的な役割に甘んじられるかどうか、またそうした行政からの支援を受けたとき豊かな発想で活動に取り組める主体的市民層がそれなりに育っているかどうか、さらに献身的にそれを牽引しうる魅力あるリーダーは見出せるか、くわえて伝統的組織の共感を呼んでそれとの協働を可能にするような象徴的課題を提起できるかといったことが注目されてくることとなる。

危機に瀕して「クワン川を愛する会」が立ち上がったのは、最後の要因に深く結びついていると解されえよう。と同時に、生け簀における養魚の試みの事例は、行政の関わり方やかなり個性的であった生け簀を委託されていた男性をうへの最初の三つの要因に重ね合わせて想起したとき、いっそう興味深いものに思われてくる。のみならず、行政がそうした関わり方を学んでゆけば、チェンマイという大都市に近く、人々が高等教育に接する機会にも決して恵まれていないわけではないだけに、かの男性や住民代表のひとりであった女性のような存在をさらに見出しうる可能性は必ずしも小さくないのではなからうか。行政の主導があったとはいえ、エコ・フェスティバルに5000人もの人々が集まったこと自体、環境問題に関心を抱く市民層の潜在的な厚みはかなりあるとも解されえよう。

最後に、GECのプロジェクトは、たとえば住民自身による水質モニターの遂行という外部からの新鮮な知識を持ち込み、新たな展望を切り開く可能性を持つものであったと位置づけられよう。但し、モニター活動を繰り返しても水質改善という成果が見えてこないことが影響し、活動はやがて停滞に陥ったという。ここからは、水質モニター活動がそれ自

48) 既述のタングシカブート氏来日時との交歓会での聞き取りに基づく。

49) 藤井氏も、訪問聞き取り調査に際して、外部者の視点の重要性を指摘していた。

体として孤立して有効なのではなく⁵⁰⁾、補完する政策的措置と有機的に組み合わせられてこそ生きてくるといふ教訓が汲み取られるべきであるとともに、外部者としてのGECにはいかんともしがたい壁に直面したと言えるかもしれない。ということは、GECに限らず、かのトライアングルに外部的なNGOが関わろうとすることは、必ずしも容易ではないことをも意味しよう。

と同時に、ランプーンではせっかくモニターされた水質の記録がデータとして蓄積される仕組みにはなっていなかったことも、モニター活動の停滞に関わって看過されるべきでない。つまり、豊穰の郷赤野井湾流域協議会におけるように、モニター記録が蓄積されて水質マップとして公開されることで、またそのことが社会的評価を浴びることで参加者に

50) 既述した活動開始式の記録によれば、GECのワーキンググループの原田氏も、意見交換の中で川全体に目を向けてゆく必要性を確認している。

達成感を呼び起こしたり、さらに専門家の協力を仰ぎつつデータをグラフ化して参加者自身が一定の解析を行えるようなコンピュータソフトを開発して、参加者に自らの力量アップの機会を享受させるというような、モニター活動を定着させていくうえでのモチベーションを維持する経験、ノウハウまでは伝ええなかったということである。⁵¹⁾ うえに整理した諸要因に関わる経験を含め、何を伝えるべきか、またそれはどのようなチャンネルを介した、どのような交流を通じて伝えうるのかといったことを、現地の実状に合わせてさらに工夫することも、今回のプロジェクトを通して見えてくる、日本の関わり方にとっての残された重要な課題になったと言えるであろう。⁵²⁾

51) 豊穰の郷赤野井湾流域協議会における経験については、東善広他「琵琶湖・赤野井湾における環境情報の共有化についての研究」『滋賀県琵琶湖研究所所報』No.18, 2000年, を参照。

52) 本稿の基礎をなした調査は、川嶋宗継代表「タイ北部・ピン川流域の水・気候・経済・生活環境調査」の分担研究者として科学研究費補助金を分与されて行われたものである。